

○ 三田市個人情報保護条例

平成12年3月31日

条例第5号

改正 平成12年12月25日条例第32号
平成15年3月31日条例第2号
平成17年12月26日条例第37号
平成19年10月3日条例第38号
平成20年3月28日条例第2号
平成21年3月26日条例第2号
平成21年6月26日条例第23号
平成25年3月25日条例第12号
平成27年9月17日条例第35号
平成28年3月24日条例第6号
平成29年3月24日条例第9号

目次

- 第1章 総則（第1条– 第5条）
- 第2章 個人情報取扱事務の届出（第6条）
- 第3章 実施機関における個人情報の取扱い（第7条– 第16条）
- 第4章 個人情報の開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 個人情報の開示（第17条– 第28条）
 - 第2節 個人情報の訂正（第29条– 第35条）
 - 第3節 個人情報の利用停止（第36条– 第41条）
 - 第4節 審査請求（第42条– 第52条）
 - 第5節 雑則（第53条– 第56条）
- 第5章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第57条– 第63条）
- 第6章 補則（第64条・第65条）
- 第7章 罰則（第66条– 第70条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(平17条例37・ 一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、病院事業管理者及び議会をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (3)の2 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3)の3 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (3)の4 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。)の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。

(平15条例 2・平17条例37・平20条例 2・平21条例23・平25条例12・平27条例
35・平29条例 9・一部改正)

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(平17条例37・一部改正)

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害しないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適正に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(平17条例37・旧第 6 条繰上)

第 2 章 個人情報取扱事務の届出

(平17条例37・追加)

(個人情報取扱事務の届出)

第 6 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務 (以下「個人情報取扱事務」という。) を開始しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の主な収集先
- (6) 第14条ただし書の規定により経常的に個人情報を利用し、又は提供するときは、当該利用範囲又は提供先
- (7) 第15条ただし書の規定により個人情報を提供するときは、当該提供先
- (8) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。
- 4 市長は、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務届出簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

(平17条例37・ 追加)

第3章 実施機関における個人情報の取扱い

(平17条例37・ 改称・ 旧第2章繰下)

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 第14条ただし書の規定により、他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
 - (5) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (6) 三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第2条に規定する三田市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに病歴、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づくとき。
 - (2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために特に必要があると実施機関が認めるとき。

(平17条例37・ 平21条例2・ 一部改正)

(個人情報の保有の制限等)

第8条 実施機関は、個人情報保有に当たっては、法令等の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（平17条例37・追加）

（利用目的の明示）

第9条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第27条、第50条及び第68条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（平17条例37・追加、平28条例6・一部改正）

（適正な維持管理）

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

（平17条例37・追加）

（委託等に伴う措置等）

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに行わせようとするときは、契約等により、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(平17条例37・ 追加)

(受託者等の責務)

第12条 第10条第2項の規定は、前条の規定により個人情報取扱事務を行う実施機関以外のもの(以下「個人情報取扱事務受託者等」という。)が、当該個人情報取扱事務を行う場合について準用する。

(平17条例37・ 追加)

(従事者の義務)

第13条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条の個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平17条例37・ 追加)

(利用及び提供の制限)

第14条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下第36条第1項において同じ。)を自ら利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。

(平17条例37・ 旧第8条繰下・ 一部改正、平27条例35・ 一部改正)

(特定個人情報の利用の制限)

第14条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項及び第36条の2において同じ。)を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利

用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平27条例35・ 追加)

(特定個人情報の提供の制限)

第14条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(平27条例35・ 追加)

(オンライン結合による提供の制限)

第15条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)により、実施機関以外のものに保有個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

(平17条例37・ 旧第9条繰下・ 一部改正)

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第16条 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外のものに対して提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(平17条例37・ 旧第10条繰下・ 一部改正)

第4章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

(平17条例37・ 改称・ 旧第3章繰下)

第1節 個人情報の開示

(平17条例37・ 節名追加)

(開示請求権)

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 15歳未満の者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

3 本人から当該本人の保有個人情報の開示請求につき委任を受けた者は、実施機関が特別の理由があると認める場合に限り、本人に代わって開示請求をすることができる。

(平17条例37・旧第14条繰下・一部改正)

(開示請求の手続)

第18条 開示請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求をする者が前条第2項又は第3項の規定により本人に代わって開示請求をするもの(以下「代理人」という。)である場合は、本人の氏名及び住所又は居所
- (3) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関の規則(告示その他の規程を含む。以下同じ。)で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項及び第3項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(平17条例37・旧第15条繰下・一部改正)

(保有個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第17条第2項及び第3項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第26条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 法令等の規定により、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示により、開示することができない情報
- (6) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 実施機関、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(平17条例37・旧第17条繰下・一部改正)

(部分開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平17条例37・旧第18条繰下・一部改正)

(裁量的開示)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第19条第5号に規定する情報に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(平17条例37・追加)

(保有個人情報の存否に関する情報)

第22条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(平17条例37・追加)

(開示請求に対する措置)

第23条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定(以下「開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し実施機関の規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第9条第2号及び第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定(以下「不開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の一部を開示する旨の決定又は前項の規定による不開示決定をした旨の通知をするときは、三田市行政手続条例(平成9年三田市条例第3号。以下「行政手続条例」という。)第8条の規定に基づき、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

(平17条例37・追加)

(開示決定等の期限)

第24条 開示決定及び不開示決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から起算して60日(第18条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。以下次条において同じ。)を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(平17条例37・追加)

(開示決定等の期限の特例)

第25条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 開示請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号の期限までに、実施機関が同号に規定する残りの保有個人情報について開示決定等を行わないときは、開示請求者は、当該残りの保有個人情報について不開示決定があったものとみなすことができる。

(平17条例37・追加)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第43条第2項及び第44条第1項並びに第50条第1項及び第2項において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関の規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第19条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第21条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第43条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平17条例37・追加、平28条例6・一部改正)

(開示の実施)

第27条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 実施機関は、前項に規定する方法では開示請求の目的を達成することができない特別の事情があると認めるときは、適切な方法により当該保有個人情報を開示するよう配慮するものとする。

3 第18条第2項の規定は、第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(平17条例37・旧第19条繰下・一部改正)

(他の法令等による開示の実施との調整)

第28条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(平17条例37・追加)

第2節 個人情報の訂正

(平17条例37・ 節名追加)

(訂正請求権)

第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 (次の各号に掲げるものに限る。第36条第1項において同じ。) の内容が事実でないと料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正 (追加又は削除を含む。以下同じ。) を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第27条第1項の規定により開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、前条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

2 15歳未満の者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求 (以下「訂正請求」という。) をすることができる。

3 本人から当該本人の保有個人情報の訂正請求につき委任を受けた者は、実施機関が特別の理由があると認める場合に限り、本人に代わつて訂正請求をすることができる。

4 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(平17条例37・ 旧第20条繰下・ 一部改正)

(訂正請求の手續)

第30条 訂正請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書 (以下「訂正請求書」という。) を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求をする者が前条第2項又は第3項の規定により本人に代わつて訂正請求をするものである場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項

(4) 訂正請求の趣旨及び理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第18条第2項の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同項中「開示請求」とあるのは、「訂正請求」と読み替えるものとする。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者 (以下「訂正請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(平17条例37・旧第21条繰下・一部改正)

(保有個人情報の訂正義務)

第31条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(平17条例37・旧第23条繰下・一部改正)

(訂正請求に対する措置)

第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定(以下「訂正決定」という。)をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定(以下「不訂正決定」という。)をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、不訂正決定をした旨の通知をするときは、行政手続条例第8条の規定に基づき、当該通知にその理由を付記しなければならない。

(平17条例37・追加)

(訂正決定等の期限)

第33条 訂正決定及び不訂正決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正請求があつた日から起算して60日(第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数)を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

(平17条例37・追加)

(訂正決定等の期限の特例)

第34条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号の期限までに、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

(平17条例37・追加)

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項(これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平17条例37・追加、平27条例35・平29条例9・一部改正)

第3節 個人情報の利用停止

(平17条例37・追加)

(利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第14条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第14条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 15歳未満の者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項及び次条の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 本人から当該本人の保有個人情報の利用停止請求につき委任を受けた者は、実施機関が特別の理由があると認める場合に限り、本人に代わって利用停止請求をすることができる。

4 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

(平17条例37・追加、平27条例35・一部改正)

(特定個人情報の利用停止請求権)

第36条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第14条の2の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する「特定個人情報ファイル」という。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

(平27条例35・追加、平29条例9・一部改正)

(利用停止請求の手続)

第37条 利用停止請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求をする者が第36条第2項又は第3項の規定により本人に代わって利用停止請求をするものである場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(4) 利用停止請求の趣旨及び理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第18条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、同項中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、「前条第2項及び第3項」とあるのは「第36条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(平17条例37・追加、平27条例35・一部改正)

(保有個人情報の利用停止義務)

第38条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平17条例37・追加)

(利用停止請求に対する措置)

第39条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定(以下「利用停止決定」という。)をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定(以下「利用不停止決定」という。)をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用不停止決定をした旨の通知をするときは、行政手続条例第8条の規定に基づき、当該通知にその理由を付記しなければならない。

(平17条例37・追加)

(利用停止決定等の期限)

第40条 利用停止決定及び利用不停止決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用停止請求があった日から起算して60日（第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）を限度として、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があつたものとみなすことができる。

（平17条例37・追加）

（利用停止決定等の期限の特例）

第41条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

- 2 利用停止請求者に対し、前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第1項第2号の期限までに、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があつたものとみなすことができる。

（平17条例37・追加）

第4節 審査請求

（平17条例37・追加、平28条例6・改称）

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」と

いう。) 」とあるのは「第4条(三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)第44条第2項の規定に基づく規則を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。) 」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「三田市個人情報保護審査会」と、「受けたとき(前条第1項の規定による諮問を要しない場合(同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき) 」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「三田市個人情報保護審査会」とする。

(平28条例6・全改)

(審査会への諮問)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、三田市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次の各号に掲げる者に対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（平17条例37・追加、平28条例6・一部改正）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第44条 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、規則で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

（平17条例37・追加、平28条例6・一部改正）

第45条 削除

（平21条例2）

（審査会の調査権限）

第46条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。

(平17条例37・ 追加、平28条例 6・ 一部改正)

(意見の陳述)

第47条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(平17条例37・ 追加、平28条例 6・ 一部改正)

(意見書等の提出)

第48条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(平17条例37・ 追加、平28条例 6・ 一部改正)

(委員による調査手続)

第49条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第46条第 1 項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を見せ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第47条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(平17条例37・ 追加、平28条例 6・ 一部改正)

(提出資料の写しの送付等)

第50条 審査会は、第46条第 3 項若しくは第 4 項又は第48条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(平17条例37・追加、平28条例6・一部改正)

(調査審議手続の非公開)

第51条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(平17条例37・追加、平28条例6・一部改正)

(答申書の送付等)

第52条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

(平17条例37・追加、平28条例6・一部改正)

第5節 雑則

(平17条例37・節名追加)

(他の制度との調整等)

第53条 この条例の規定は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (2) 図書館その他の市の施設において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として管理している図書、図画等に記録されている個人情報

2 他の法令等又は実施機関の定める規程により保有個人情報の内容が証明書、通知書その他の書類に記載され、これらが既に保有個人情報の本人に交付されている場合には、これらの保有個人情報を第27条第1項の規定により開示を受けた保有個人情報とみなして、第29条第1項又は第36条第1項の規定を適用する。

(平17条例37・追加、平19条例38・一部改正)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第54条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(平17条例37・ 追加)

(苦情処理)

第55条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(平17条例37・ 旧第27条繰下・ 一部改正)

(手数料等)

第56条 開示請求等に係る手数料は、無料とする。

2 第27条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、実施機関の規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(平17条例37・ 追加)

第5章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(平17条例37・ 旧第4章繰下)

(指導及び助言)

第57条 市長は、事業者に対し、その取り扱う個人情報の保護に自ら取り組むために必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(平17条例37・ 旧第28条繰下)

(説明又は資料の提出要請)

第58条 市長は、事業者が不適正に個人情報を取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対して、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(平17条例37・ 旧第29条繰下)

(勧告)

第59条 市長は、前条の規定により事業者からなされた説明又は資料の提出により、不適正な個人情報の取扱いをしていると認めるときは、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して個人情報の取扱いを是正するよう勧告することができる。

(平17条例37・ 旧第30条繰下)

(事実の公表)

第60条 市長は、事業者が第58条の規定による説明又は資料の提出の求めを正当な理由なく拒み、又は前条の勧告に従わなかったときは、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、

その事実を公表することができる。この場合において、あらかじめ、当該事業者の意見を聴取しなければならない。

(平17条例37・旧第31条繰下・一部改正)

(苦情相談の処理)

第61条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して苦情の相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(平17条例37・旧第32条繰下)

(出資法人等の個人情報の保護等)

第62条 市が出資その他の財政支出をしている法人であつて、規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する個人情報の保護に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方自治法第244条の2第3項の規定により市の公の施設の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の業務により保有することとなつた個人情報の保護に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、出資法人等又は指定管理者に対し、前2項に規定する必要な措置を講ずるよう指導及び助言に努めなければならない。

(平17条例37・追加)

(国等との協力)

第63条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関して、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に協力を求め、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人からの協力の求めに応じるものとする。

(平17条例37・旧第33条繰下・一部改正)

第6章 補則

(運用状況の公表)

第64条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(平17条例37・旧第36条繰下・一部改正)

(委任)

第65条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(平17条例37・旧第37条繰下)

第7章 罰則

(平17条例37・追加)

(罰則)

第66条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平17条例37・追加)

第67条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平17条例37・追加)

第68条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平17条例37・追加)

第69条 三田市附属機関の設置に関する条例第4条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平17条例37・追加、平21条例2・一部改正)

第70条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平17条例37・追加)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年規則第26号で平成12年12月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第12条第1項の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後遅滞なく」とする。

3 この条例の施行後に初めて任命することとなる審査会の委員の任期は、第34条第4項の規定にかかわらず、6月とする。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

付 則(平成12年条例第32号)抄

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成15年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

付 則(平成17年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の三田市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第14条第1項又は第20条第1項の規定によりなされている請求は、それぞれこの条例による改正後の三田市個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第17条第1項又は第29条第1項の規定によりなされた請求とみなす。

3 この条例の施行の際現になされている旧条例第24条第1項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第42条に規定する同法の規定に基づく不服申立てとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第25条第1項の規定によりなされている申出については、なお従前の例による。

5 第2項及び第3項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(三田市情報公開条例の一部改正)

6 三田市情報公開条例 (平成15年三田市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

(次のよう) 略

付 則 (平成19年条例第38号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は統計法 (平成19年法律第53号) の公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

付 則 (平成20年条例第 2 号)

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成21年条例第 2 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成21年条例第23号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に市長がした処分その他の行為 (以下「処分等」という。) のうち、この条例の施行の際現にその効力を有する処分等で、施行日以後において病院事業管理者 (以下「管理者」という。) の権限に属することとなる事務 (以下「管理者の事務」という。) に係るもの又はこの条例の施行の際現に市長に対してされている申請その他の行為 (以下「申請等」という。) で、管理者の事務に係るものは、施行日以後においては、管理者がした処分等又は管理者に対してされた申請等とみなす。

4 市長に対して届出その他の手続をしなければならない事項のうち、施行日前にその手続がされていないもので、管理者の事務に係るものについては、施行日以後においては、管理者に対してその手続がされていないものとみなす。

付 則 (平成25年条例第12号)

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成27年条例第35号)

改正 平成29年 3 月24日条例第 9 号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条第3号の次に3号を加える改正規定（第3号の4に係る部分に限る。）、第14条の次に2条を加える改正規定（第14条の2第2項中情報提供等記録に係る部分に限る。）及び第35条の改正規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。
（三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正）
- 2 三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成28年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

付 則（平成29年条例第9号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。